
件名： 第4回 鶏肉のトレーサビリティシステムガイドライン策定委員会
日時： 2008年1月16日(水) 14:00~17:30
場所： 東京国際フォーラム G404 会議室

1 開会(略)

2 挨拶

農水省 A: 今後、このガイドラインに基づいて、中小の事業者の皆様や流通関係の皆様が取り組みやすいように、引き続きご検討いただきたい。

3 議事

(1) ガイドライン案について

事務局: 資料(「鶏肉トレーサビリティシステム導入の手引き(案)」)を説明。

流通段階における識別と対応づけの方法についての事例として、加工ロット番号を利用した識別する方法と、工程ごとに付与したロット番号による識別の方法を提案した。

* 識別と対応づけの方法

委員 A: 加工ロット番号を利用した事例の考え方は、出荷先が4つあった場合、出荷先ごとに番号を切り替えるということか。工程ごとのロット番号による識別事例でも、出荷先ごとにロットを組み、部位ごとに加工段階で分別管理をするということか。

事務局: 台帳の例示は部位別に行っているが、留意点として、必ずしも部位別にしなくてもよいと記述した。

委員 A: 出荷先ごとにロット管理する場合、小売業者に直送し卸売業者を通さないのであれば、まだ可能だと思う。直送型が食鳥流通の理想型かと言えるのかどうか。

事務局: 理想型は、工程ごとにロット番号を付ける場合と考えている。直送で単純明快な流通経路の事例もあり得るので、加工ロット番号の識別方法を示した。

委員 A: 食鳥処理場で出荷ロットを1日単位または農場単位のどちらかでロットを組み、番号を付与する。(卸売業者の)入荷段階でA11と番号を付与したロットを、直送する場合は同じ番号で出荷される。分割した場合は新しい番号がつけられ、部位ごとに分けスーパーに出荷される。

委員 B: 銘柄鶏の場合は農場単位で、一般レギュラーの場合は複数の農場と対応付けている。加工ロット番号を付与して、情報を次工程に伝達できれば理想的だと思う。肉は色々な出荷先にいくので、注文に応じて加工ロット番号を付けるのではない。

今取り組まれているトレーサビリティは、情報を追跡することが得意ではない。自社では、どの事業者にどの製品を出荷したか、調べれば分かるようなデータを持っている。もちろん、システム化しなければ現実的には難しい。

農水省 B：「仕入ロット番号」「加工ロット番号」「出荷ロット番号」という用語が出てくるが、どの段階で誰が付ける番号なのか分からないので、説明があるとよい。

委員 C：加工ロットは処理場で、卸売業者の場合は管理ロットになる。スーパーやパックスセンターでは加工ロットになるので、使い分けした方がよいのではないか。

委員 D：鶏肉の場合はトレーサビリティを導入する裾野がまだ広がっていないので、デメリットを知った上で加工ロット番号を出荷ロット番号にすることも、出発点としてはあり得るという事例もガイドすれば、多くの人に参加できるのではないか。理想型は入荷したら、内部識別番号や仕入れロット、在庫ロットを付けて管理すると同時に、箱にスタンプやラベルを貼り、分割または統合する場合も内部で識別管理する。出荷する場合も、新たにラベリングをして出荷する、ということだが、現実には全ての箱にラベリングをするというのは、相当大変なのではないか。

委員 A：「食品トレーサビリティシステム導入の手引き」(以下、「手引き」)で、出荷先ごとにロット番号を付与することを求めているのか。中小の事業者にもトレーサビリティの普及を図っていく中で、鶏肉ガイドラインのレベルが他の品目別ガイドラインに比べて高くなってしまふ。「手引き」では出荷ロットまでは求めていないと思う。

事務局：具体的に、出荷ロット番号は一つの流通ロット番号を付与するというイメージか。

委員 A：すべての出荷先ごとに、毎日出荷するたびに出荷ロット番号を付与することになるので、現場で作業の追加が出る。記録を残すことはできるだろうが、箱にラベルを打つのは大変なことだと思う。

委員 D：ロットの組み方について、食鳥処理場の同一生産日のものを一つのロットにする。出荷ロットは加工ロットをそのまま使って、出荷日と事業者名等の組み合わせでユニークな記号を記録して残すような例示をすると少しハードルが下がるように思う。

委員 B：現実的なやり方だと思う。何か問題が発生した場合、製造元、賞味期限から遡及する。まず現実的な方法を示された方が、取り組みやすいと思う。

委員 C：食肉標準物流バーコード(以下、標準コード)を使えば、製造から流通まで同じ番号が一本でつながる。何かあった場合でも遡及しやすいのではないか。加工した場合については、違う事例を示すとよい。

委員 A：荷受を通らない場合、遡及する場合は標準コードでよいと思う。途中で違う経路から同じ番号のものが入ってきた場合、加工や冷凍工程が入る場合は、ロットが組み替わる。色々な流通パターンごとに留意点や表など具体的に例示するとよい。

委員 D：AとBを統合して管理ロット上Cとする場合、管理ロットもラベルを貼り、出荷時も、出荷ごとにラベルを貼ると、かなり精度が高い。一般的に、管理ロットにもラベリングするのだろうか。

委員 C：例えば、鹿児島南部からA、鹿児島以外の地域からBというロットを入荷して、荷受が同じ鹿児島産で出す場合、A、Bそれぞれから100箱ずつ分割したものを、ロット番号をCと付けて組み替える。スーパーは、AかBが分からないがCとして受け取り、荷受業者に問い合わせをすると、Cの内訳が分かるよう管理してもらわなければいけない。ラベルを貼らなければ分からなくなるので貼っている。

委員 D：荷受業者の段階でCにするのは、Aが何箱、Bが何箱と記録しない場合ではない

か。AとBの内訳が分からなければ事実上Cになり、ロットが統合されたことになる。

委員E：A、Bはそれぞれ表示されている。内訳は分かるので、ロットCを作る必要がないのではないかと。納品書レベルでは記載していないが、出荷についても台帳レベルで、いつ、どこから入荷したものを、どこへ出荷したかという記録は必ず持っている。

委員D：実際には、商品名は分かっても、中身はいつ処理されたものが全て必ずしも記載されていないのではないかと。

委員F：何かあった時には遡及できるようにしているが、表示として付いていない。

委員A：物流段階で4～5日分の在庫範囲か、確実にこの日に入荷したものだと言えるか、遡及できる範囲の問題もあるのではないかと。

委員C：荷受は、今日出荷したものは、どこから（例えば3箇所）入荷した鶏なのか分かっている。入荷した3箇所から調べるとのことと、袋とケースには何と書かれているか、荷受から質問される。今回はそれをトレースすることをガイドするという提案なので、管理ロットの考え方が必要になってくる。

委員D：食鳥処理場から卸に行く時に、出荷ロット番号が付くのか。

委員A：袋にラベルを貼る。籠の場合は、籠に貼る。卸がそれを入荷番号として受ける。

委員D：出荷するごとにラベリングするが、出荷先ごとではないということか。

委員A：出荷先ごとではない。一番大きいところはパックセンターだが、商品ごと、出荷便ごとに区別している。

委員D：管理ロットや在庫ロットは、一箱ずつにラベリングをすることは少なく、管理上Cとして把握する。事実上、内部トレーサビリティになる。問題になるのは、箱を開けた場合は何と何が箱に詰められたのか、きちんと管理する必要がある。出荷時には出荷ロットのラベルを貼って、受け手は一步川上に問い合わせれば、出荷ロットの構成が分かるようになると食鳥処理場以下でも流通履歴が分かるようになるのではないかと。

事務局：必ず一事業者で一つロット番号を付与することにすれば、追跡・遡及の精度は高まるのではないかと。基本的にはラベルに貼り付ける。

委員A：問屋で山を崩さない場合でも、新しい番号を付けるということか。

委員C：二通りの方法があってもよいのではないかと。

事務局：管理ロットの場合は、現物に番号を貼り付けないので、内訳を記録することになる。最低限度、納品伝票番号で管理されるので、それを保管することでも可能だと思う。

委員D：消費者に情報開示をする手法の場合は、ラベリングが必要になる。

*ロットの考え方

委員E：混在したロットが一つのロットとしてスーパーへ出荷された場合、スーパーでは管理できるだろうか。同一工場、同一製造日付の商品が、一つのロットではないのか。

委員A：同時に異なる産地の鶏肉を入荷した場合“国産鶏肉”で販売するならば一緒のロットにすることも可能だ。また産地ごとに分けることもあり得るのではないかと。

委員E：それでは生産履歴は遡及できないのではないかと。

委員D：遡及範囲が広がるが、異なる2～3の産地までは絞り込める。

委員 E：一つの産地へ遡れるような仕組みだと思っていた。何かあった時にどうするのか。

委員 D：一つの商品に、10 箇所の食鳥処理場が紐付けされるケースもあると思うが、そのリスクの中でやっていけばよい。

委員 E：小売業者が受け取った時まで分かるのならば、消費者に販売する時も分かるようにしてほしいと思った。

委員 D：基本的には小売店までをガイドラインの範囲にして、消費者への情報伝達は範囲にしないことになった。ただし、問い合わせれば分かるが、パックに表示するところまではガイドしない。

委員 C：鶏肉が県産表示に変われば、コストがかかってもきちんとやらなければいけない。国産でトレーサビリティに取り組む場合、一般流通は国産表示としても、やむを得ないのではないか。こだわり鶏や銘柄鶏は県産表示もできる。

委員 D：生産者が細かくロットを分けても、それが生かされなければ、もう少し精度を落として取り組むことになるだろう。

* 出荷ロット

委員 D：出荷ロットを表示するかどうか。

委員 C：荷受はオーダーを受けて、その日の出荷分の商品コードを作ってしまう。受け手の食鳥処理場の番号を伝票に書いていたら間に合わない。コストと手間を考えると取り組まないと思うだろう。ロットを組んでやらざるを得ないのではないか。

委員 D：3～4 日間分の在庫ロットと対応づけることになるか。

委員 C：荷受業務の中では、出荷ロットの内訳は把握している。食鳥処理場名も賞味期限も管理しており、問い合わせた時に分かるようになっている。

委員 D：検品の時も何かラベルがなければできない。出荷ロットの精度は、店舗ごとか便数ごとかあり得るが、出荷ラベルを貼る。内訳として、どの食鳥処理場からきたものが紐付けされている。それが最低ラインになるのではないか。

事務局：通常、物流センターからスーパーへ出荷する場合、荷受でピッキングのためのコードや店番号などのバーコードを貼っていると思うが。それも一つの出荷ロットとして捉えることができると思う。

委員 C：それが出荷ロットで、出荷ロット番号になる。スーパーは、ほとんどパックセンターや店舗から発注すると、自動的に荷受側で電算処理をして受けている。荷受は受けたオーダーからロット番号を組み、取引先ごとにラベルを発行する。出荷段階でピッキングラベルをロット番号に置き換えて、貼って出荷する。電話で発注を受けた場合は、ラベルをつけずに出す場合と、荷受で打ち込んで、社内管理のためにロットを組み、ラベルをつけて出す場合がある。

委員 D：出荷ラベルを貼ることも、荷受会社が伝票上で管理していて、いつ、どこで処理されたものを出荷したのか、記録として紐付けされていれば、箱に出荷ロット番号を貼らなくても遡及できるのではないか。

委員 C：現実には、出荷ロット番号のラベルが貼られているケースが多い。流通している 7～8 割はラベルを貼っているのが現実だ。貼らないと納品できない。

委員 D：店舗ラベルが貼ってあっても、紐付けは同じ処理場でも賞味期限ごとに何箱ずつということが把握できるのだろうか。

委員 C：製造月日は分かるようになっている。ピッキングラベルと一緒にになっている。ほとんどの荷受がラベルを発行するのであれば、電話で受注している小売店についても同様に管理した方がいいのではないかと思った。

委員 D：同じ食鳥処理場でも製造年月日が違えばロット番号も異なる。補助バーコードを入れることや商品名が分かっても、製造日別に何箱出荷した把握しかねるのではないか。3つの製造日の中から出荷したということは分かるので、その中のどれか、というケースが多いのではないか。

委員 C：そちらの方が多い。

委員 D：製造日ごとに把握するというのを、ガイドするかどうか。例えば出荷する時にメモを残すなど出荷ロットと仕入ロットをストレートに紐付けるということをガイドするかどうか。

*ラベリング

委員 D：ロットを組む場合、全部の箱にラベルを貼るかどうか。理想像は全てにラベルが貼られている状況だが、まずはバーコードがなくてもロット番号が記録・紐付けされている管理ロット番号を小売業者に伝える、とガイドしてはどうか。それとも、その時在庫されていたロットが出荷された可能性がある、とするか。

委員 C：それでは現状と何も変わらない。プラスアルファの行為がなければガイドラインを作った意味がない。

事務局：2kgのパックの中に、トレーサビリティコードが貼られている。物流センターでは、伝票や台帳にコード番号ごとの記録はない。

委員 C：それは無理だ。そこまでは、銘柄鶏しか管理していない。伝票上には番号がないが、内部で管理している。伝票に書くと量が多いので、そのためにロットを組んでいる。

事務局：伝票にはなくてもよいが、記録台帳にあるとよい。コード番号がないと、行き先別の数量の追跡が分からないのではないか。

委員 E：今は、追跡を目的としたシステムではない。何かあった時に、袋や箱に書いてある番号を元に遡れるようにしている。追跡できるようには管理していない。

事務局：このガイドラインでは、追跡もやろうとガイドすることが役割だと思っている。

委員 C：小売で表示をしなくていいのであれば管理ロットでよいが、表示が必要だと決まれば出荷ロット番号がわからないと表示できない。小売の作業ができなくなる。

事務局：両方の方法があり得るということだ。

委員 C：どうやってロット番号を伝達するのか。小売は牛肉のトレーサビリティで、ラベルを読み取る作業は定着しており、読み取る機械も出回っている。プラスアルファの負荷はない。

委員 A：消費者まで伝える場合、袋にバーコードが入っていないと読み取りができない。鶏肉のトレーサビリティは、最低、食鳥処理場で袋にバーコードを入れることが必要になりレベルが高くなる。小売で袋を読み取ることになると相当な作業になるだろう。

委員 D：出荷ラベルを貼る場合、ラベルの方が情報は伝えやすいケースと手書きで納品伝票を書く小さい事業者のケースと状況を分けてガイドするとよい。

* 台帳の事例

委員 C：一般鶏の出荷事例を示す場合、複数の仕入ロットを一つの出荷ロットにまとめるような表現がよいのではないか。

委員 E：同じ出荷先なのに同じ出荷ロット番号でよいのか。

委員 D：出荷ロットごとに分けるのではないか。分割も統合もなくスルーするならば、同じ番号を使うことは分かるが、分割や統合する場合も同じ番号でよいのだろうか。

委員 C：同じでよいと思う。出荷する時の荷受の業務として、一山を L と J スーパーに分けるが荷受から見ると、出荷はこの山でロットを組んでいることになる。

* 鶏肉のトレーサビリティシステムに望むこと

委員 G：せっかくトレーサビリティシステムとして整えたのだから、消費者の購入する商品まで表示をした方がよいと議論がされたことはありがたいことで、それが本来の姿だと思った。最近、食品偽装の問題があるが、付加価値をつけたものでなければ、システム上整っていないということではなく、どんなお肉を買っても、日本国内で買ったもの、食べたものはきちんと確認が取られているお肉だと分かるようになることが、最終的な目的ではないかと思う。

委員 D：トレーサビリティの役割はそういう部分だ。

(2) その他

委員 D：もう 1 回は委員会を開催した方がよいのではないか。今日の議論を踏まえた修正案を委員の方に確認していただき、赤ペンを入れていただきたい。委員会で最終チェックをして、ガイドラインを完成させることにしたい。

事務局：改訂したものをメールと郵送で 10 日以内を送る。確認していただきたい。

4 閉会（略）

次回委員会は、2008 年 2 月 27 日（水）の午後に開催予定。

以上、敬称略